

消防車等が消防訓練においてサイレンを吹鳴しますから、消防法第26条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和7年12月19日

京都市消防局長　名畠　徹

行政区	訓練実施場所	吹鳴日時	出動車両
南区	南区上鳥羽塔ノ森下開ノ内 94-4 京都市消防活動総合センター	令和7年12月24日 午前10時00分 午前11時00分	18台

(消防局警防部警防課)